

『京都メディア史研究年報』刊行規定・投稿規程

(メディア文化論研究室 年報編集委員会 記)

委員会は院生より編集委員を選任する。

○投稿規程 (一〇一四年一二月二九日改定)

- ・原稿のテーマは本紀要の趣旨に沿うものとする。
- ・原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料の場合はこの限りではない。
- ・原稿はワープロ書きで提出するものとする。縦書き・A5版(テンプレート参照)。研究論文・研究ノートは四〇〇字詰め原稿換算で六〇枚以下(図・表・註・文献なども含む)、翻訳・研究動向は五〇枚以下、書評は四〇枚以下を原則として上限とする。註は数字のみ上付で文末註とする。また英文原稿も掲載可能。この場合は四〇×四〇の形式に Times New Roman、十二[ポイント]で一〇枚以内とする。
- ・原稿には必ず英文のタイトルをつける。
- ・原稿は電子データにて、編集委員に提出する。不明な点は適宜担当の編集委員に問い合わせること。なお、提出された原稿は返却しない。
- ・趣旨・メディア論およびメディア史の各分野の研究の活性化と、内外の研究者の交流および発展を意図し、メディア文化論研究室のメンバーが中心となって、関連する教員、大学院生および共同研究者の研究成果を掲載し公表することを目的とする。
- ・掲載原稿の種類：上記の趣旨にのっとり、研究論文、研究ノート、翻訳、研究動向、書評(文献資料・図書紹介)、コラムを主として掲載するものである。
- ・執筆資格：本紀要の執筆資格者は、原則として、同研究室の教員・非常勤講師(過去の非常勤経験者を含む)、修士・博士課程在籍者、同OB/OG、共同研究者とする。それ以外の者の執筆については、上記該当者との共同執筆による場合、ないし編集委員会において特別の必要を認めた場合とする。編集